

滋慶医療科学大学における公的研究費の適正管理及び
不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理及び不正使用防止について必要な事項を定め、もって本学における学究活動の健全な発展に資するとともに、研究機関としての説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国または独立行政法人等から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 「研究者等」とは、本学との雇用契約の有無に係らず、本学研究倫理規程第2条に規定する研究者及び研究支援者のことをいう。

3 「コンプライアンス」とは、研究者等が法律、規則その他現行の法令に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとることをいう。

4 「コンプライアンスに係る通報（以下「通報」という。）」とは、本学の自主・自立と公共の利益を守るために、研究者等が知り得た本学の運営に関する他の研究者等の違法な行為又は違法性の高い行為について通報することをいう。

(責任と権限)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する権限を持つと共に最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、副学長をもって充てる。なお、副学長の職が不在の場合は、学長が兼務する。

(3) コンプライアンス推進責任者は、本学全体における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究科長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(資金執行上の責任)

第4条 本学における公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

2 会計伝票の決裁については、学校法人大阪滋慶学園經理規則を適用する。

(不正防止計画の推進部署)

第5条 最高管理責任者は、全学的な観点から、公的研究費の不正使用を発生させる要因に対する防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に公的研究費の不正防止計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 最高管理責任者が指名する教員 若干名
- (4) 最高管理責任者が指名する職員 若干名
- (5) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者

3 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部署と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他公的研究費の適正管理及び不正防止に関すること。

4 推進委員会の事務は、関係部署の協力を得て、事務局において処理する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画をコンプライアンス推進責任者へ提示する。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画を実施し、毎事業年度ごとに実施状況を報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、各研究者等における実施状況を調査し、必要に応じてコンプライアンス推進責任者に改善を指示する。

(モニタリング体制)

第7条 最高管理責任者は、全学的な観点から、公的研究費の不正使用を防止するための内部監査を推進するため、内部監査室にモニタリング業務を行わせるものとする。

2 この規定に定めるもののほか、モニタリングに関し必要な事項は、内部監査室が別に定める。

(相談窓口)

第8条 本学における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について本学内外から相談を受ける窓口を置く。

2 相談窓口は、事務局とする。

3 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口等)

第9条 公的研究費の不正使用等について本学内外からの通報窓口は事務局とし、通報者保護及び通報方法並びに秘密保持等は、学校法人大阪滋慶学園公益通報等に関する規則に基

づき取扱うものとする。

（不正使用の対処等）

第10条 最高管理責任者は、研究者等に公的研究費の不正使用等の疑いがあるときは、直ちに調査を開始するものとする。

2 前項の調査の結果、最高管理責任者は、当該研究者等が公的研究費の不正使用等を行ったと認められる場合は、滋慶医療科学大学教職員就業規則に基づき、必要な処置を厳正に講じるものとする。

（検収業務窓口の設置）

第11条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、事務局に検収業務窓口を置く。

2 検収業務は、学校法人大阪滋慶学園物品調達規則を適用する。

（会計関係規程の適用）

第12条 公的研究費の交付機関から本学に公的研究費の執行及び管理要請のあった場合は、学校法人大阪滋慶学園経理規則を適用する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成31（2019）年3月13日から改正施行する。
- 4 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2021年12月8日から改正施行する。
- 6 この規程は、2022年11月1日から改正施行する。